

新座市にいざこどもまんなかステッカー等の使用に関する要綱

(令和7年10月29日告示第371号)

(趣旨)

第1条 この告示は、こども基本法（令和4年法律第77号）の理念にのっとり、こどもまんなか社会の実現に寄与するため、こどもまんなか応援ソーター（以下「ソーター」という。）がにいざこどもまんなかステッカー及びその電子データ（以下「ステッカー等」という。）を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 ステッカー等の使用の申請をすることができる者は、こどもまんなかの趣旨に賛同し、市内において、こどもまんなかアクションを実行し、その情報を発信する市内の個人、団体、企業等とする。

(使用承認等)

第3条 ステッカー等を使用しようとする者は、新座市にいざこどもまんなかステッカー等使用承認申請書にこどもまんなかアクションの内容が確認できる書類及びSNS等で発信したことが確認できるものを添えて、これを市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、新座市にいざこどもまんなかステッカー等使用承認・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により使用を承認したときは、ステッカー等を交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 ソーターは、ステッカー等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ステッカー等のデザインを変更しないこと。
- (2) 第三者に対し、使用の許諾及び譲渡をしないこと。
- (3) 自己の商標又は意匠等として使用しないこと。
- (4) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与えないこと。
- (6) ステッカー等を使用した商品等を販売しないこと。

(使用承認の取消し)

第5条 市長は、ソーターが次の各号のいずれかに該当するときは、ステッ

カ一等の使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用承認を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けたとき。
 - (3) この告示の規定を遵守しなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、ステッカー等の使用を継続することが適当でないと市長が認めるとき。
- 2 前項の規定により使用承認を取り消すときは、その旨を当該使用承認を受けた者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、ステッカー等を返還し、破棄し、又は消去しなければならない。
- 4 第1項の規定により使用承認を取り消された者に対し、当該使用承認の取消しにより生じた損害について、市はその賠償の責めを負わない。

(使用の廃止)

第6条 サポーターは、ステッカー等の使用を廃止したときは、速やかに新座市にいざこどもまんなかステッカー等使用廃止届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 前条第3項の規定は、使用を廃止した場合について準用する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他のステッカー等の使用に関し必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年11月4日から施行する。